

学校いじめ防止対策基本方針

白子町立白子中学校

1 基本方針

(1)いじめの定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※児童等 学校に在籍する児童又は生徒をいう。

（いじめ防止対策推進法、千葉県いじめ防止対策推進条例第2条1項）

(2)基本理念

- ①いじめの防止等のための対策は、いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- ②いじめの防止等のための対策は、全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨として行われなければならない。
- ③いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（いじめ対策推進法第3条）

(3)内容

①いじめ防止等の対策のための組織

（いじめ防止対策推進法第22条、千葉県いじめ防止対策推進条例第12条）

②いじめに対する取組

ア いじめの防止のための取り組み

イ 早期発見のための取り組み

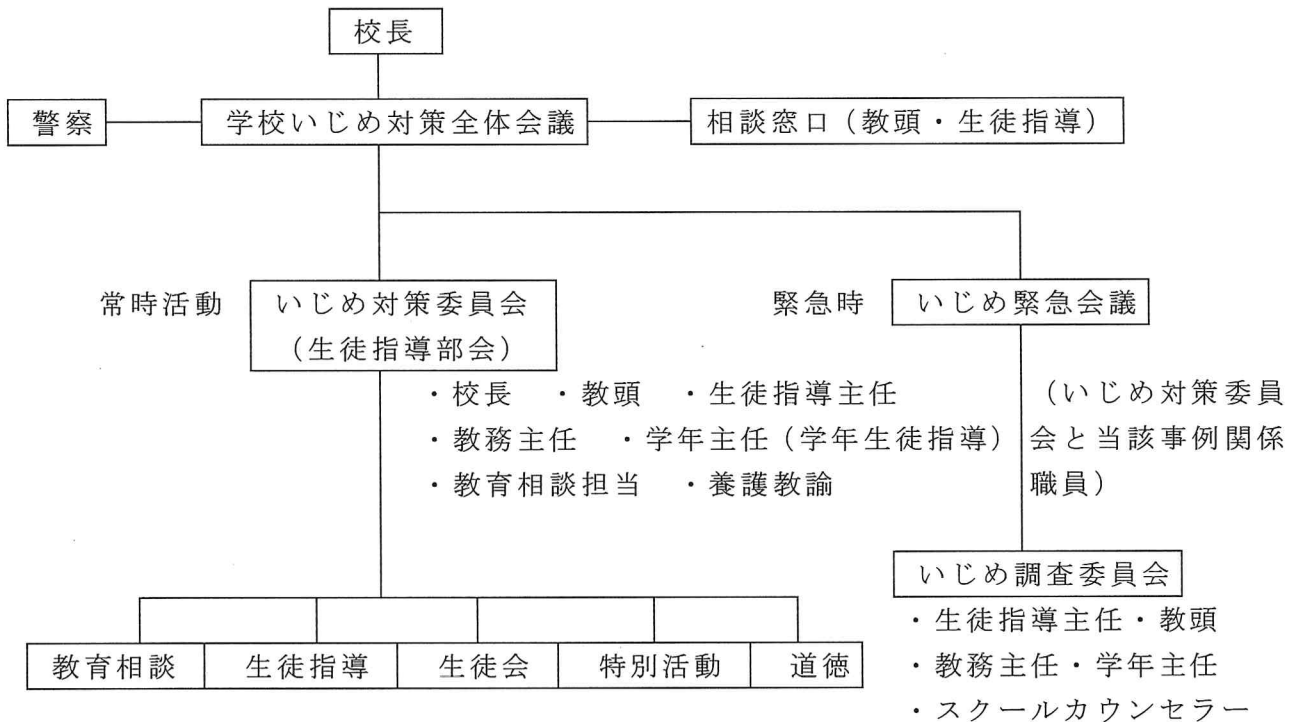
ウ いじめがあった場合の措置

③重大事態への対処

（いじめ防止対策基本法 第28条、千葉県いじめ防止対策推進条例第21条）

④教育委員会、関係機関との連携

2 学校いじめ対策組織



3 いじめに対する取り組み

(1) いじめの防止のための取り組み

- ①生徒には、いじめは絶対に許されるものではないことについての指導を徹底する。また人権教育の立場から、相手を尊重し認める態度を育成する。
- ②保護者や地域に対しては「学校いじめ防止対策基本方針」を公開するとともに、学校だより等で、いじめ防止に対する方針や取り組みの状況を広報する。
- ③教職員の言葉が生徒を傷つけたり、いじめを助長することのないように十分に配慮する。
- ④生徒指導の機能を生かした分かる授業の展開を目指す。
- ⑤道徳教育の充実を図り、実践力を養う。
- ⑥いのちを大切に作るキャンペーン等、生徒会活動の充実を図り、生徒が主体となったいじめ撲滅の取り組みを支援する。
- ⑦運営委員会を毎週1回、適応指導・特別支援委員会を適宜実施し、以下の内容についての話し合いをする。
 - ・各学年の状況についての情報交換
 - ・いじめ防止についての計画の確認
 - ・いじめ防止対策についての検証と計画の修正

(2) いじめの早期発見のための取組

ア アンケート調査や面談等

- ①休み時間等も含めて生徒の活動中、教職員は生徒とともに活動することを基本とする。また生徒とのコミュニケーションを常日頃より密にとり、情報収集に

努める。

②毎月、学校生活に関するアンケートを行う。

③②のアンケートをもとに担任や生徒が希望する教職員による教育相談を行う。

④保護者面談（7月、12月）の際には生徒の実態について慎重に情報交換を行う。

イ その他

①学校における相談窓口は教頭または生徒指導主任とする。

②生活ノートの活用により、生徒がいじめに関する相談をしやすい環境を整える。

③相談箱を設置し、いじめ等に関する相談をしやすい環境を整える。

④いじめを知った場合、いじめらしいと認知した場合は学校の相談窓口に通報することを保護者にも周知する。

⑤外部の相談機関や電話相談の情報を本人や保護者に周知する。

子どもと親のサポートセンター	0 1 2 0 - 4 1 5 - 4 4 6
千葉いのちの電話	0 4 3 - 2 2 7 - 3 9 0 0
東上総教育事務所相談室	2 3 - 4 4 6 0
外房地区少年センター	2 2 - 3 7 4 1
白子町教育委員会教育課	3 3 - 2 1 4 4
茂原市青少年指導センター	2 2 - 4 4 6 6